



# 山形県公報

平成20年10月14日(火)  
第1985号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人事課)...1357
- 山形県公立大学法人評価委員会規則.....(学術振興課)...1358
- 山形県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則.....(保健薬務課)... 同

### 告 示

- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...1362
- 県道の供用の開始.....( 同 )... 同

### 議 会 関 係

#### 規 則

- 山形県議会会議規則の一部を改正する規則.....1363

### 公 告

- 山形県知事等の自己署名証明書のフィンガープリント.....(情報企画課)...1364
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(村山総合支庁地域支援課)...1365
- 一般競争入札の公告.....(建設企画課)... 同

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第86号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第199条の表中

|               |                                                                                                 |   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 山形県市町村合併推進審議会 | 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること | を |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

|                |                                                                                                 |       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 山形県市町村合併推進審議会  | 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること |       |
| 山形県公立大学法人評価委員会 | 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による公立大学法人の業務の実績に関する評価等に関すること                                   | 学術振興課 |

に、

|          |                                                                                 |  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 山形県医療審議会 | 医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること |  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|--|

を

|                          |                                                                                 |  |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 山形県医療審議会                 | 医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること |  |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会 | 地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること                    |  |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県公立大学法人評価委員会規則をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第87号

山形県公立大学法人評価委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県公立大学法人評価委員会条例（平成20年10月県条例第48号）第6条の規定に基づき、山形県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の庶務）

第2条 委員会の庶務は、文化環境部学術振興課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第88号

山形県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

山形県保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和40年7月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則

第1条中「保健婦助産婦看護婦法（）」を「保健師助産師看護師法（）」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「法、保健師助産師看護師法施行令」に、「「令」を「政令」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に、「「規則」を「省令」に改める。

第2条第1号中「令第1条第2項」を「政令第1条の3第2項」に、「准看護師免許申請書」を「准看護師免許申請書」に改め、同条第2号中「准看護師籍」を「准看護師籍」に改め、同条第3号中「令第3条第2項」を「政令第3条第3項」に、「准看護師籍訂正申請書及び令」を「准看護師籍訂正申請書及び政令」に、「准看護師免許証書換え交付申請書」を「准看護師免許証書換え交付申請書」に改め、同条第4号中「令」を「政令」に、「准看護師籍まつ消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「令」を「政令」に、「准看護師免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再交付申請書」に、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「令」を「政令」に、「准看護師免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に、「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法第15条の2第4項の規定による准看護師再教育研修修了登録申請書 別記様式第7号

第2条第8号中「規則」を「省令」に、「准看護師試験受験願書」を「准看護師試験受験願書」に改め、同条第9号中「規則」を「省令」に、「准看護師試験合格証書」を「准看護師試験合格証書」に改め、同条第10号中「規則」を「省令」に、「准看護師試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に改め、同条第11号中「規則」を「省令」に、「准看護師試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同条第12号中「令」を「政令」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(登録証の書換え交付申請)

第3条 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者は、准看護師の再教育研修修了登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書（別記様式第13号）により登録証の書換え交付を申請することができる。

(登録証の再交付申請等)

第4条 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者は、登録証をき損し、又は亡失したときは、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書（別記様式第14号）により登録証の再交付を申請することができる。

2 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者は、登録証の再交付を受けた後、亡失した登録証を発見したときは、5日以内に、これを准看護師再教育研修修了登録証返納書（別記様式第15号）により知事に返納しなければならない。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名殿」を「

|                    |
|--------------------|
| 県 証 紙 を<br>は る こと。 |
|--------------------|

に、「准看護師免許申請書」を  
山形県知事 殿」

「准看護師免許申請書」に、「准看護師免許を」を「准看護師免許を」に、「保健師助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に、「准看護師試験合格」を「准看護師試験合格」に、「准看護師の」を「准看護師の」に改め、同様式の備考第1項中「准看護師試験」を「准看護師試験」に改める。

別記様式第2号中「書換え交付」を「書換え交付」に、「まつ消」を「抹消」に、

「

|             |               |
|-------------|---------------|
| 県<br>年 月 日生 | 県<br>年<br>月 日 |
|-------------|---------------|

を「

|        |          |
|--------|----------|
| 年 月 日生 | 年<br>月 日 |
|--------|----------|

に改める。」

別記様式第3号中「

|                   |
|-------------------|
| 県 証 紙 を<br>は る こと |
|-------------------|

を「

|                    |
|--------------------|
| 県 証 紙 を<br>は る こと。 |
|--------------------|

に、「准看護師籍訂正・免許  
山形県知事 氏 名殿」 山形県知事 殿」

証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」に、「准看護師籍の」を「准看護師籍の」に、「1 登録年月日」「1 登録番号」を「2 登録番号」「2 登録年月日」に改める。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「准看護師籍登録まつ消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に、「准看護師籍の登録をまつ消されたくを」を「准看護師籍の登録を抹消されるよう」に、「まつ消申請の事由」を「抹消申請の事由」に、「まつ消申請の生じた」を「抹消申請の事由の生じた」に改め、同様式の備考第1項中「失そうの」を「失<sup>そう</sup>の」に、「まつ消申請」を「抹消申請」に、「失そう宣告」を「失踪の宣告」に改める。

別記様式第5号を削る。

別記様式第6号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「准看護師免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再交付申請書」に、「准看護師免許証を」を「准看護師免許証を」に、「再交付を受けたく」を「再交付されるよう」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に、「かかる」を「係る」に改め、同様式を別記様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

## 様式第7号

|               |
|---------------|
| 県証紙を<br>はること。 |
|---------------|

年 月 日

山形県知事 殿

本 籍

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

年 月 日生

## 准看護師再教育研修修了登録申請書

下記のとおり准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録されるよう申請します。

## 記

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師籍登録年月日
- 3 准看護師再教育研修の開始年月日及び修了年月日
  - 開始年月日
  - 修了年月日

## 備考

- 1 准看護師再教育研修を修了したことを証する書類及び准看護師免許証の写しを添付すること。
- 2 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第8号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「准看護婦試験受験願書」を「准看護師試験受験願書」に、「准看護婦試験を」を「准看護師試験を」に改め、同様式の備考第1項中「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

別記様式第9号中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

別記様式第10号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

別記様式第11号中「准看護婦試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に、「准看護婦試験に」を「准看護師試験に」に改める。

別記様式第12号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「助産婦籍登録番号」を「助産婦名簿登録番号」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

## 様式第13号

|                    |
|--------------------|
| 県 証 紙 を<br>は る こと。 |
|--------------------|

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日生

## 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書

下記のとおり変更を生じたので、准看護師の再教育研修修了登録証の書換え交付をされるよう申請します。  
記

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師籍登録年月日
- 3 准看護師再教育研修修了登録年月日
- 4 変更を生じた事項  
変更前  
変更後
- 5 変更の事由

## 備考

- 1 准看護師の再教育研修修了登録証及び准看護師免許証の写しを添付すること。
- 2 署名した場合は、押印を省略することができる。

## 様式第14号

|                    |
|--------------------|
| 県 証 紙 を<br>は る こと。 |
|--------------------|

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日生

## 准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

下記の准看護師の再教育研修修了登録証を（<sup>き損</sup>亡失）したので再交付されるよう申請します。  
記

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師籍登録年月日
- 3 准看護師再教育研修修了登録年月日

## 備考

- 1 准看護師免許証の写しを添付すること。
- 2 き損の場合は、き損した准看護師の再教育研修修了登録証を添付すること。
- 3 署名した場合は、押印を省略することができる。

様式第15号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日生

## 准看護師再教育研修修了登録証返納書

下記のとおり亡失した准看護師の再教育研修修了登録証を発見したので亡失に係る登録証を返納します。  
記

- 1 准看護師籍登録番号
- 2 准看護師の再教育研修修了登録証を発見した年月日

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 鶴岡市五十川字川内袋49番1から<br>同 174番1まで | 旧    | 11.7メートル<br>ゝ<br>8.4 | メートル<br>101 |
| 同 上                           | 新    | 11.7メートル<br>ゝ<br>8.4 | 同 上         |
| 同 上                           |      | 7.5メートル<br>ゝ<br>6.5  | メートル<br>134 |

## 山形県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市五十川字川内袋49番1から  
同 174番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年10月14日

# 議 会 関 係

## 規 則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

### 山形県議会規則第2号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

|                                                           |   |                                                                                                         |       |
|-----------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 「第15章 議員の派遣<br>第123条（議員の派遣）<br>第16章 補則<br>第124条（会議規則の疑義）」 | を | 「第15章 協議又は調整を行うための場<br>第123条（協議又は調整を行うための場）<br>第16章 議員の派遣<br>第124条（議員の派遣）<br>第17章 補則<br>第125条（会議規則の疑義）」 | に改める。 |
|-----------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

第16章中第124条を第125条とし、同章を第17章とする。

第15章中第123条を第124条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場  
（協議又は調整を行うための場）

第123条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において協議等の場の設置を決定することができる。
- 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第123条関係）

| 名 称          | 目 的                                                  | 構 成 員                                                                             | 招集権者       |
|--------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 山形県議会会派協議会   | 議会の運営に関する各会派間の協議又は調整                                 | 議長及び副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに各交渉団体（議長に届け出ている会派のうち所属議員5人以上を有する会派をいう。以下同じ。）から選出された議員 | 議会運営委員長    |
| 山形県議会世話人会    | 一般選挙後、新たな議会運営委員が決まるまでの間の議会の運営に関する協議又は調整              | 各交渉団体から選出された議員                                                                    | 議会運営委員長    |
| 山形県議会代表世話人会  | 一般選挙後、山形県議会会派協議会の新たな構成員が決まるまでの間の議会の運営に関する各会派間の協議又は調整 | 各交渉団体から選出された議員                                                                    | 議会運営委員長    |
| 山形県議会政治倫理審査会 | 議員の行為規範に違反した疑いがある議員の審査                               | 議長が指名する議員                                                                         | 政治倫理審査会委員長 |

|                      |                          |                                                                                                                            |                 |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 山形県議会政策提<br>言会議      | 議会の政策提言の決定及び知事<br>に対する提言 | 議長及び副議長、議会運営委員<br>会の委員長及び副委員長、各常<br>任委員会の委員長及び副委員<br>長、予算特別委員長、景気・雇<br>用対策特別委員長、行財政改革・<br>危機管理対策特別委員長並びに各<br>交渉団体から選出された議員 | 議長              |
| 山形県議会議務調<br>査費等検討委員会 | 政務調査費等の諸課題について<br>の協議    | 議長が指名する議員                                                                                                                  | 政務調査費等検討<br>委員長 |
| 山形県議会広報委<br>員会       | 議会広報のあり方についての協<br>議      | 議長が指名する議員                                                                                                                  | 広報委員長           |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

公的個人認証サービス山形県認証局が発行する自己署名証明書（以下「山形県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントは、次のとおりである。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 山形県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日である山形県知事の自己署名証明書に関し、同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

| 自己署名証明書の<br>有効期間の開始日 | ハッシュ<br>関数 | フィンガープリント                                                   |
|----------------------|------------|-------------------------------------------------------------|
| 平成15年12月27日          | S H A - 1  | A3 F5 87 36 1B D6 BD 01 98 01 E1 0F 3B FA 6A 19 A1 CA 47 7B |
| 平成20年9月20日           | S H A - 1  | 65 78 4D 85 53 C1 23 A3 E9 19 46 E6 5F 11 3A 7A C0 C6 81 32 |

### 2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

| 自己署名証明書の<br>有効期間の開始日 | ハッシュ<br>関数 | フィンガープリント                                                   |
|----------------------|------------|-------------------------------------------------------------|
| 平成15年12月27日          | S H A - 1  | 2D FF 63 36 E3 3A 48 29 AA 00 9F 01 A1 80 1E E7 EB A5 82 BB |
| 平成20年9月19日           | S H A - 1  | 37 D4 D3 60 41 03 75 BB 5F 53 23 5E C5 FF 3D 43 2A 61 CA 70 |

（注） S H A - 1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進法であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがある。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 エssenシャルケアセンター
  - (2) 代表者の氏名  
井上 眞一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市東長岡三丁目6番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県電子入札システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成20年11月25日（火）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子入札システム運用管理業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成22年11月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち3箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (5) 過去5年以内に財団法人日本建設情報総合センターが販売する電子入札コアシステム又は同等規模のシステムに係る運用管理業務又は開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。

- (6) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (7) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。また、代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2175
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)から(6)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(4)、(8)及び(9)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成20年11月5日（水）までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature of the service to be procured: The Yamagata Prefecture Electronic Bidding System operational and maintenance service
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 25, 2008
- (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Public Works Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2175